

豊橋市教育委員会訓令第3号

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月 日

豊橋市教育委員会

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成11年豊橋市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助執行事務)</p> <p>第2条 豊橋市の政策推進における部等の役割を定める条例（平成16年豊橋市条例第4号）第2条第1項に規定する部に所属する職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 放課後子ども教室に関すること。</u></p>	<p>(補助執行事務)</p> <p>第2条 豊橋市の政策推進における部等の役割を定める条例（平成16年豊橋市条例第4号）第2条第1項に規定する部に所属する職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。